

●登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）について

質問内容	回答
<p>介護の業務に従事する者とは、どういった者が対象となるのか。</p> <p>管理栄養士として配置されている者が、喀痰吸引等研修を受講し、認定を受けた後特定行為を行う場合、管理栄養士の方は介護の業務に従事していると考えてよいか。</p>	<p>介護の業務に従事する者とは、介護福祉士試験を受験されるようなヘルパー等の方を対象と考えている。</p> <p>そのため、管理栄養士は介護の業務に従事する者として想定していない。</p>
<p>事業所が喀痰吸引等（特定行為）の業務を行うおとする場合、その事業所ごとに、登録喀痰吸引等（特定行為）事業者の登録申請を行うこととなっているが、事業所が特別養護老人ホームとショートステイのサービスを実施している場合、事業所登録は1つでいいのか。それともサービス種別ごとに（特別養護老人ホームとショートステイどちらも）登録が必要なのか。</p>	<p>サービス種別ごとに登録を必要としている。</p> <p>過去のQ&Aでも同様の質問があり、別々に登録を行うよう回答している。</p>
<p>介護保険法・老人福祉法に基づく事業所において、看護師や准看護師（以下、「看護師等」という。）の免許を持っている職員がおり、</p> <p>①看護師等が看護業務（看護職員として事業所に配置）をしている場合、登録喀痰吸引等事業者の登録は必要か。</p> <p>②看護師等が介護業務（介護職員として事業所に配置）をしている場合、登録喀痰吸引等事業者の登録は必要か。</p>	<p>①について、看護師等が看護業務（看護職員として配置）を行う場合は、事業者の登録は不要。</p> <p>②について、看護師等が介護業務（介護職員として配置）を行う場合は、事業所の登録が必要。</p>
<p>介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了しており実地研修を修了していない場合において、当該介護福祉士が就業している事業所が登録喀痰吸引等事業者でない場合、登録喀痰吸引等事業者として登録されている別事業所で実地研修を受講することは可能か。</p>	<p>国としては想定していない。</p>

●認定特定行為業務従事者について

質問内容	回答
<p>平成 24 年 4 月 1 日以前にやむを得ない措置として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において運用上一定の行為の実施が認められていた介護職員等については、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第 14 条により、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 2 項に規定する認定特定行為業務従事者認定証の認定を受けることができるが、当該対象者が平成 24 年 4 月 1 日以降に特定行為を行う場合、認定証の交付は必ず受ける必要があるか。</p> <p>上記認定証の交付を受けることが必要である場合、社会福祉士及び介護福祉士法第 20 条の規定により、登録特定行為事業者の登録を受けなければならないか。</p>	<p>現時点においても、違法性阻却による特定行為を認めているため、必ずしも認定証の交付を受けなくても行為は可能。</p> <p>認定特定行為業務従事者認定証を受ける必要がないため、登録特定行為事業所の登録を受ける必要はない。</p> <p>ただし、違法性阻却について、今後廃止の予定で動いているため、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた方がよい。</p>
<p>認定特定行為従事者が、胃ろうによる経管栄養を行うため、胃内部の空気を抜く行為や、胃の内容物の確認を行うことは可能か。</p>	<p>不可。</p>
<p>デイサービスに通っている場合で、これまで喀痰吸引は施設の介護職員（看護師等の医療関係の免許はもっていない）が行っていた。</p> <p>喉頭気管分離手術を受けて喀痰吸引を実施する場合に、医師から、看護師に処置してもらうように言われたが、上記の手術を受けた場合は喀痰吸引に関する行為を介護職員ではなく看護師等の医療職が取り扱わなければならないという法的根拠はあるか。</p> <p>また、術後安定し気管カニューレがなくなった場合、施設において看護師ではなく介護職員が対応できるか。</p>	<p>介護職員が喀痰吸引等の行為を行う根拠となる社会福祉士及び介護福祉士法において、特定の手術を受けた者に対する禁止事項や病状によって誰が扱うべきかの規定はない。</p> <p>ただし、喉頭気管分離手術を受けた場合に限らず、あくまで「医師の指示の下」に実施できるものであるから、対象者に対して介護職員が喀痰吸引等の行為を実施できるかどうかは医師の判断によることとなる。</p>